

# 定 款

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

当会社の商号は、株式会社オールアバウトと称し、英語で All About, Inc. と表示する。

### 第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報処理サービス業および情報提供サービス業
- (2) コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売、賃貸ならびに輸出入業務
- (3) 広告宣伝の情報媒体の企画および販売
- (4) 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理店業
- (5) キャラクター商品 (個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したもの) の企画、開発および著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡ならびにこれらの仲介、代理
- (6) 第二種電気通信事業関連の通信提供サービス
- (7) 通信販売業
- (8) タレントの養成およびタレントの紹介斡旋
- (9) タレントのマネジメントおよびプロモート業務
- (10) 経営コンサルタント業
- (11) 投資コンサルタント業
- (12) 労務コンサルタント業
- (13) 一般労働者派遣業務
- (14) 不動産の売買、仲介、賃貸借および管理
- (15) 求人・採用活動に関する広告、宣伝およびコンサルティング
- (16) 自動車の販売およびその仲介
- (17) 出版業
- (18) インターネットコンテンツの制作の受託
- (19) インターネット配信の代理
- (20) コンピュータシステムの制作、販売、メンテナンス
- (21) コンピュータ、インターネット、不動産、経営、投資、労務などのセミナーの企画、開催
- (22) イベントの企画、開催
- (23) インターネットショッピングモールの開設
- (24) インターネットを利用した各種情報提供サービス (ホームページの開設の請負・管理・運営) 業
- (25) インターネットによる会員制情報提供サービス
- (26) インターネットを利用した受注管理、請求処理等に関する事務代行
- (27) インターネットを利用した医療情報サービスの提供
- (28) 旅行業
- (29) 証券仲介業
- (30) カルチャースクールその他専門学校の運営

- (31) 有価証券の取得、投資、運用及び保有
- (32) 投資事業組合財産の運営及び管理
- (33) 前各号の他一切の事業

### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

### 第4条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### 第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は 45,162,000 株とする。

### 第6条（単元株式数）

当社の単元株式数は 100 株とする。

### 第7条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第8条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

### 第9条（株式取扱規則）

当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第10条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録株式質権者としてすることができる。

## 第3章 株主総会

### 第11条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

### 第12条（招集者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

### 第13条（電子提供措置等）

当会社は、当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### 第14条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第15条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社へ提出しなければならない。

### 第16条（議事録）

株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

## 第4章 取締役、代表取締役および取締役会

### 第17条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

#### 第 18 条（取締役の員数）

当社の取締役は 3 名以上 7 名以下とする。

#### 第 19 条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第 20 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

#### 第 21 条（取締役会の招集および議長）

取締役会は各取締役がこれを招集することができる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

4. 取締役会の議長は取締役社長がこれを務める。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長を務める。

#### 第 22 条（取締役会の権限）

取締役会は、法令の定めるところにより、当社の業務執行を決し、取締役の職務の執行を監督し、代表取締役の選定および解職を行う。

#### 第 23 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

#### 第 24 条（取締役会の決議の省略）

当社は会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第 25 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置く。

#### 第 26 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第 27 条（代表取締役）

当社に、代表取締役 1 名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

2. 代表取締役は、当会社を代表する。

#### 第 28 条（役付取締役）

取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 30 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

#### 第 31 条（監査役及び監査役会の設置）

当会社は監査役および監査役会を置く。

#### 第 32 条（監査役の員数）

当会社の監査役は 5 名以内とする。

#### 第 33 条（監査役の選任方法）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第 34 条（補欠監査役の予選の効力）

補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

#### 第 35 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第 36 条（監査役の権限）

監査役は、法令の定めるところにより、取締役の職務の執行を監査する。

#### 第 37 条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

#### 第 38 条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第 39 条（監査役会の権限）

監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定および解職ならびに監査の方針、会社の業績および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定をすることができる。ただし、監査の方針、会社の業績および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定については各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

#### 第 40 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第 41 条（監査役会の議事録）

監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

#### 第 42 条（監査役会規則）

監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

#### 第 43 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 44 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 会計監査人

#### 第 45 条（会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

#### 第 46 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第 47 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第 48 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計算

#### 第 49 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第 50 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段に定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

#### 第 51 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### 第 52 条（配当金の除斥期間等）

期末配当および中間配当に係る金員が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当および中間配当には利息をつけない。

（附則）

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第 1 条 定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第 13 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成12年 6月16日 改定  
平成12年 9月 1日 改定  
平成12年10月 7日 改定  
平成13年 1月 4日 改定  
平成13年 6月25日 改定  
平成14年 6月27日 改定  
平成15年 6月27日 改定  
平成16年 6月29日 改定  
平成17年 6月15日 改定  
平成18年 4月 1日 改定  
平成18年 6月16日 改定  
平成20年 6月24日 改定  
平成21年 6月24日 改定  
平成22年 6月18日 改定  
平成25年 6月21日 改定  
平成25年10月 1日 改定  
平成27年 6月26日 改定  
平成28年 6月23日 改定  
令和4年 6月28日 改定